

沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るため国民健康保険制度改善を
求める意見書

平成30年4月から国民健康保険（以下「国保」）財政は、都道府県へ移管され、市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートした。初年度となる平成30年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰入れ継続も含め保険料の抑制を進めたため、沖縄県内においても保険料率を据置く自治体が多数であった。しかし、平成30年に県が定めた国保運営方針では6年以内の赤字解消が明記されており、もし、国保関係者が求めている国保補助の増額がない状態で、赤字解消、すなわち一般会計からの繰入れ解消が先行した場合、国保税の大幅引上げにつながりかねない。

現在進行している国保制度改革は、財政上からの制度の持続可能性が優先され、国民生活の持続可能性が十分検討されたとは言い難く、沖縄県民の生活を守る立場から、このまま、地方に責任を押し付けたまま赤字解消計画を先行させることは避けるべきと考える。

そこで、改めて下記のとおり、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で、国保制度の改善を進めていくよう求める。

記

- 1 国は住民生活を守る立場で、全国県知事会などが求めていた1兆円規模の国庫補助、定率補助の増加を実現すること。県は実現するよう引続き強く求め、ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保税の抑制、引下げを目指すこと。
- 2 国庫補助増額によって均等割を廃止、又は減額すること。とりわけ「子どもの保険料均等割」については廃止すること。
- 3 滞納による差押さえは機械的に行わず、差押さえ禁止財産の保全や相談活動を徹底するよう、通知を出すこと。
- 4 赤字解消計画を強引に進めるのではなく、一般会計から国保財政への繰入れは禁止されていないことを再確認し、国は国保税抑制のための繰入れを認め、県は繰入れを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月20日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
厚生労働大臣 沖縄県知事